

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 事業調整室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	名	うち府退職者	3名
			その他			名
	非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		77名	うち府派遣	14名	うち府退職者	16名
主な事業概要	○公益目的事業 I まちづくりコーディネート事業 1 まちづくり活動支援事業 (1) 密集市街地まちづくり活動支援 (2) まちづくり初動期活動支援 (3) まちづくり普及啓発事業 2 まちづくり技術支援事業 (1) 土地区画整理等支援事業 (2) 市町村道路施設点検等支援事業 (3) 市町村職員技術研修事業 II 環境共生型まちづくり事業 (阪南2区埋立造成事業・阪南2区まちづくり事業) III 大阪北摂霊園事業 ○収益事業 IV 駐車場運営事業 V 不動産賃貸管理事業 ○その他事業 VI 近隣センター事業 VII 河川敷の環境保全・魅力向上事業					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの		3回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	評議員会	評議員8名		年1回以上		
	事務局会議	理事長、常務理事、事務局長、各部室所長 ほか		月2回、随時		
【前回見直し時における法人の課題等】 ○(一財)大阪府タウン管理財団との統合については、「早期統合をめざす」とされており、引続き統合に向けた課題に取り組む必要がある。 ○公益目的事業では、 ・土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの事業支援が継続して必要である。 ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは現在も喫緊の課題であり、センターの事業支援が必要である。 ・住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。 ・環境共生型まちづくり事業(阪南2区の埋立造成事業)については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。 ・平成24年の中央自動車道笹子トンネル事故を契機に翌年には道路法が改正され、橋梁等の点検が義務付けられたことから、平成27年度から市町村道路施設点検等支援事業を開始した。この支援業務については、技術者不足等の問題を抱えた市町村の状況を踏まえ府と連携し、効果的な支援方策等を検討していく必要がある。 ○まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足している状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援が必要である。						

【前回（令和元年度）見直し時の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【前回（令和元年度）見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- タウン管理財団との統合については、令和元年9月、統合協議会において「統合計画案」を取りまとめた上で、同年11月に両法人による合併契約を締結し、令和2年4月に統合した。
- 以下の課題は、統合前の旧都市整備推進センターに係るものである。
  - ・土地区画整理事業等支援業務は、幹線道路沿道、鉄道駅周辺及び既成市街地等、計画的なまちづくりが求められる地域で、土地区画整理事業によるまちづくりを進める市町村や組合等を支援し、道路や公園、下水道等の公共施設の整備や宅地利用の増進に寄与するため、事業化を支援する「都市整備調査計画事業」（平成29年度～令和2年度までの実績18地区）、事業推進を支援する「土地区画整理支援事業」（同20地区）を実施してきた。
  - ・密集市街地まちづくり支援業務は、大阪府密集市街地整備方針（旧方針）にある「令和2年度末までにすべての地震時に著しく危険な密集市街地（危険密集）の解消」との目標の実現に向け、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施してきた。現時点で、目標の達成には至らず、危険密集は依然として残っている状況にある。
  - ・まちづくり初動期活動支援は、土地区画整理、市街地再開発、道路・公園等の整備とつながる「街の形づくり」、良好な街並み形成のための地区計画・建築協定等の「ルールづくり」など地域が主体となる活動の費用の一部を助成支援しており、令和元年度から助成対象に「広域連携型のまちづくり」や「商店街の活性化等の地域活性化、魅力向上につながる活動」を加え、支援拡大を図ってきた。
  - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、府の関係部局（港湾局等）などと協議調整を図りながら埋立免許の変更等を行い、和歌山県域・奈良県域からの建設発生土や大阪府内河川浚渫土砂を新たに受け入れ、令和3年度末に5.1haの造成地を大阪府（大阪港湾局）に引き渡した。
  - ・市町村道路施設点検等支援業務は、平成27年度から「橋梁点検の一括発注業務」、平成30年度から「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」を実施してきた。令和3年度末時点で35市町村と基本協定を締結し、延べ約4,300橋の点検、13市町村の長寿命化修繕計画策定業務を受託した。
  - ・まちづくり行政に係る市町村の技術支援は、若い世代の市町村職員を主な対象として、調査、設計、施工、維持管理などの基礎的な研修を実施し、知識・技術力の向上を支援してきた。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」を目指す  
既成市街地を中心に再生・リニューアルの取組みが進む一方で、空き地・空き家の増加やインフラの老朽化等への対応、頻発する集中豪雨や地震への防災力の向上が喫緊の課題とされている。  
こうした都市政策に対応するため、大阪府や府内市町村では、それぞれの地域課題に応じた施策を進めているが、施策の担い手となる技術系人材やまちづくりのノウハウ・専門性の不足により、計画立案や施策実行に課題・不安を抱えている。  
このような中で、法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都市的課題の解決に貢献し、「まちづくりの総合コーディネート財団」として、法人プレゼンスを高めていくことが必要である。

2 中期経営計画（令和3年7月策定）の着実な実施を図る

- 公益目的事業では
  - ア 土地区画整理事業等支援業務は、幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの継続した事業支援が必要である。特に近年では、空地が増加している既成市街地において土地の再編によるまちづくりが求められるなど、地域の特性に応じたよりきめ細かな支援が求められている。

イ 密集市街地まちづくり活動支援業務は、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される中、旧方針の目標が達成できなかったことから、危険密集の早期解消に向けて取組みの強化を図るため、継続したセンターの事業支援が必要である。

ウ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、陸上建設残土受入量が堅調に増加傾向で推移している半面、浚渫土砂受入量はここ数年低迷している。事業を安定的に実施していくためには、特に陸上建設残土の発生情報を収集し、その期間や量の受け皿としてのバランスをとりながら事業を進めていく必要がある。

エ 市町村道路施設点検等支援業務は、道路法改正により、橋梁等の道路施設について道路管理者が5年ごとに点検することが義務付けられている。点検の結果、損傷等が著しい橋梁については、早期な対策が求められており、特に中小規模の市町村では、事業実施に係るノウハウが不足しているという課題があり、対策も含めた技術支援事業を継続的に実施していくことが必要である。

オ 大阪北摂霊園事業は、「墓ばなれ」の流れが一層強まる一方で、樹木葬などの新たな形態の墓所ニーズが増加するなど、多様化する墓所ニーズに対応した魅力ある墓所の整備が必要である。また、霊園を安定的に経営するために、長期修繕計画に基づく計画的に修繕・改修等を実施するなど経費の削減にも取り組むことで、事業収支スキームを構築する必要がある。

カ まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員の不足が顕著となってきたことから、まちづくり行政に係る技術力を補完するセンターの継続支援が必要である。

また、将来的には、公益目的事業の内、大阪府の補完・代行的な役割にかかるものが縮小していくため、新たな事業展開を探る必要がある。

○ その他事業では、近隣センターの引継ぎについて、泉北地区は、地元市をはじめとする関係者との協議・調整を通じて遅れている残り2カ所の引継ぎを進めていく必要がある。一方、千里地区は、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等について諸課題が多いほか、再開発の方向性により引継ぎの進捗に影響が生じることから、地元市や地権者と十分に協議していく必要がある。

○ 収益事業では、多様な公益目的事業を永続的に実施するには収益源を安定的に確保することが必須の条件であるため、法人運営を支える重要な経営資源である千里中央地区、北千里地区の所有資産について最大限に有効活用できる方策を検討するなどの取組み必要がある。

○ センターを取り巻く事業環境が厳しさを増す中、健全な財務を維持するため、公益目的事業の実施に必要な正味財産を維持できる経営戦略を描くことが求められる。

#### 【上記課題に対する対応方針等】

### 1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」を目指す

センターがこれまで蓄積してきたまちづくりに関する技術力・ノウハウ・情報等に加えて、タウン財団が持つ地域経営ノウハウ等を活かし、府や市町村と緊密に連携しながら、府の施策の補完・代行的役割を果たすとともに、良質なまちづくりの推進主体である市町村の技術職員の育成や事業の技術的支援を行うことで、まちづくりにおける課題解決に貢献する。

また、府民認知の向上を図ることを目的に、広報戦略の一層の工夫、会合やセミナー参画など、関係自治体や民間企業とコラボする機会の醸成を行うことに加え、市長会・町村長会での事業概要のプレゼンや市町村職員技術研修の内容の充実などを進める。

### 2 中期経営計画を着実に実施する

○ 公益目的事業では、

ア 土地区画整理事業等支援業務は、より効果的な支援となるよう、助成だけにとどまらず、まちづくり構想を策定する地元勉強会等への職員派遣などの人的支援の手法の検討・導入を図るとともに、地権者の合意形成から事業完了までを一貫してサポートする。

また、業務の「複数年受託契約」や測量・物件調査・設計等の業務を含む「包括受託契約」の導入を発注者に働きかけ、これまでの実績を最大限に活用して業務の受注を目指す。

イ 密集市街地まちづくり活動支援業務は、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、府が令和3年3月に改定した「大阪府密集市街地整備方針」に基づき、基本財産を取り崩した財源を活用し、助成制度の効果的運用や「技術者派遣」などマンパワー不足の地元市への人的支援などを通じて、令和7年度までの危険密集の概ね解消（平成24年当初の9割以上）を目標に取組みを進める。

ウ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、事業の安定的な実施を確保するため、大阪湾沿岸の港湾・海岸管理者及び大規模工事の事業者からの浚渫土砂・陸上建設発生土の発生情報を収集し、それぞれの期間や量の受け皿としてのバランスがとれる事業計画を進めるとともに、当法人では受入対象となっていない建設廃材（公有水面埋立免許では埋立用材の1つ）の扱い、陸上建設発生土のさらなる受入れ等について大阪港湾局と協議し、早急に方向性を確認の上、取り組む。

- エ 市町村道路施設点検等支援業務は、府内市町村に対する技術支援事業を拡大するため、引き続き市町村との協議・調整を図り、残り6市町村との協定締結を目指す。また、府内市町村において、建設系技術職員が減少している中でも、市町村が定期点検に対応できるよう体制・ノウハウ構築を支援すること、さらに適切にインフラ老朽化対策を進めていくことができるよう技術支援事業を継続的に実施していく。
- オ 大阪北摂霊園事業は、墓所ニーズの増加に対応するため、樹木葬墓地など魅力ある墓所を提供するとともに、開園から50年近くが経過して施設の老朽化が進んでいることから、長期的かつ計画的な補修を実施する。また、効果的な広報・販促活動を通じた墓所の販売促進等やアウトソーシングの活用を通じて、安定経営を実現する収支スキームの構築を目指す。
- カ まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。
- その他事業では、
- ア 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターをすべて地元市に引き継げるよう、市や関係者と協議を進めるとともに、千里地区の近隣センターにおいても、建物の庇などの越境物件をはじめとする諸課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に資するよう、地元市と粘り強く協議・調整していく。
- イ 河川敷の環境保全、魅力向上事業は、新たに、此花西部臨港緑地（安治川下流部の桜島入堀上流右岸の河川区域、USJに隣接）における「民間活力を導入し、エリアのポテンシャルを最大限に活かした、水辺遊歩空間の創出と舟運ネットワーク形成による水辺賑わいづくり」の実現に向けて取り組む。

- ・ 此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくりは、令和3年12月にセンターが事務局を担う「此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会」が設立され、令和4年3月に本エリアが都市・地域再生等利用区域に指定されたことから、今後、協議会が策定した「此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり構想」に基づき、センターが占用（公募）主体となり、水辺遊歩空間整備事業を実施する事業者の公募を進める。

- 収益事業等では、多様な公益目的事業を永続的に実施する収益源の安定確保ため、千里中央・北千里両地区の所有資産について、法人運営を支える重要な経営資源として最大限に有効活用できる方策を検討する。特に、北千里地区は、準備組合の円滑な運営にあたるとともに、大規模地権者として、権利変換方針・意見反映方策、千里北センター(株)の整理、再開発後の所有資産による収益確保策を検討するなど、市街地再開発事業の進展によるまちづくりの実現に取り組む。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算・決算、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定、実施
- 毎年度の経営目標の設定、経営評価の実施
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応（府との協議・調整の実施）
- 法人事業の安定的な実施に係る収支スキームの構築
  
- 以上の他、定例的に事務局会議（部室所長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項について対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 法人統合は府の方針に沿ったものであり、府及び法人にとって非常に重要な課題であった。統合後の法人運営にあたっては、府の施策との関連にも留意しながら、大阪府域全体のまちづくり推進支援や関連施設の管理等を行っていくことが求められている。  
これらについて、府関係部や相手方法人役員と密接に協議・連携を行う必要があるが、これを行うためには、法人の意思決定者である理事長に、大阪府の都市再生やまちづくり行政全般に精通し、専門知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- 土地区画整理事業等支援事業は、常に時代に対応した取り組みが求められているが、法人は、良好なまちづくり推進の観点から、土地区画整理事業の掘り起し・支援を行っている。  
かかる支援は、府のまちづくり施策と一体となって進める必要があり、地域にとって効果的なまちづくり手法の検討など、府との緊密な連携が必要である。  
また、各市町村が土地区画整理事業等の取組みを意思決定し、事業を推進するためには、担当は勿論のこと、市トップレベルとの協議・調整が必要となる。行政の責任者たる市トップレベルと協議・調整を行うためには、法人の理事長に、広域的なまちづくりに関する専門知識と豊富な行政経験を有する府関係者の就任が不可欠である。
- 環境共生型まちづくり事業については、事業の安定的な実施を確保するために浚渫土砂・陸上建設発生土をバランス良く受け入れていく必要があり、大阪湾沿岸の港湾・海岸管理者及び大規模工事の事業者との協議・調整が必要である。また、建設廃材の扱いや陸上建設発生土のさらなる受入れ等について大阪港湾局と協議し、早急に方向性を確認する必要がある。  
さらに、竣工した地区を環境共生型の新しいまちとしていくためには、大阪港湾局や地元市と調整しながら具体的な海浜緑地の計画策定やまちの景観ルールを作っていく必要がある。  
かかる事業を行うためには、実施主体である法人の理事長に、まちづくりをはじめ関係する行政経験に精通した、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。
- 市町村道路施設点検等支援業務については、市町村の課題について国及び府の支援方をベースに、府内市町村の実情に即して検討していく必要があり、どのような支援が効果的であるかなど、府関係者と詳細に協議しなければならない。  
さらに、府内市町村の実情を把握し、適切な支援を行うには担当だけでなく市町村のトップレベルとの協議・調整が必要となる。これらを行うためには、自治体職員の必要とされる技術内容について専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通し、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。
- 公共団体等の技術支援を担う事業は、まちづくり行政に係る市町村への技術支援を実施していくために、強化すべき技術の内容や支援の方法について、府や市町村と詳細に選定・調整することが必要である。また、地元市町村や地域団体の意向を汲みながら事業化への道筋をつける役割を担うもの、府が市町村とセンターの3者で協定を締結して事業実施するもの、市町村技術職員の育成という府の役割の一部を担うものなどであり、公共性の高いミッションに鑑みると、それを円滑に執行するためには、自治体技術職員の必要とする技術内容についての専門的知識を有するとともに、まちづくり行政全般に通じた経験と知識を持ち、関係自治体のトップレベルと協議・調整が行える府関係者の就任が不可欠である。
- 近隣センターは、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている。地元市が引継ぎに応じるよう、粘り強く交渉に当たる必要がある。
- 所有資産の有効活用にあたっては、地区周辺の活性化に資するよう、十分に検討を行った上で、地元市や関係者ときめ細かな調整を行っていく必要がある。  
特に、北千里地区の駅前再開発は、センターの今後の運営にも影響するものであり、地元市の意向も十分に踏まえながら、まちづくり行政全般に通じた経験と知識を持ちながら、地権者・テナントなどの関係者ともしっかりと協議していくという高度な調整が求められる。  
いずれも、事務レベルの調整に合わせて、時機をとらえた関係自治体のトップレベルと協議・調整が行える府関係者の就任が不可欠である。
- 新たな事業展開の可能性の検討や、法人の将来を見通した収支構造の改善等にかかるマネジメントについては、法人業務が経緯を含め、府施策と密接不可分の関係していること、加えて、府の適宜適切な指導助言が一層求められることから、法人全体を見渡したマネジメントを担う理事長職には、府との調整役に相応しい資質と経験を積んだ府関係者の就任が望ましい。
- 以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の理事長は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。  
かかる者の就任により、市町村からの信頼が得られるとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが可能となる。

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 事業調整室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	名	うち府退職者	3名
			その他			名
	非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		77名	うち府派遣	14名	うち府退職者	16名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>Ⅰ まちづくりコーディネート事業</p> <p>1 まちづくり活動支援事業</p> <p>(1) 密集市街地まちづくり活動支援</p> <p>(2) まちづくり初動期活動支援</p> <p>(3) まちづくり普及啓発事業</p> <p>2 まちづくり技術支援事業</p> <p>(1) 土地区画整理等支援事業</p> <p>(2) 市町村道路施設点検等支援事業</p> <p>(3) 市町村職員技術研修事業</p> <p>Ⅱ 環境共生型まちづくり事業 (阪南2区埋立造成事業・阪南2区まちづくり事業)</p> <p>Ⅲ 大阪北摂霊園事業</p> <p>○収益事業</p> <p>Ⅳ 駐車場運営事業</p> <p>Ⅴ 不動産賃貸管理事業</p> <p>○その他事業</p> <p>Ⅵ 近隣センター事業</p> <p>Ⅶ 河川敷の環境保全・魅力向上事業</p>					
対象役員	常務理事(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの		3回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員8名		年1回以上	
	事務局会議		理事長、常務理事、事務局長、各部室所長 ほか		月2回、随時	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○(一財)大阪府タウン管理財団との統合については、「早期統合をめざす」とされており、引続き統合に向けた課題に取り組む必要がある。</p> <p>○公益目的事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの事業支援が継続して必要である。</li> <li>密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは現在も喫緊の課題であり、センターの事業支援が必要である。</li> <li>住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。</li> <li>環境共生型まちづくり事業(阪南2区の埋立造成事業)については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。</li> <li>平成24年の中央自動車道笹子トンネル事故を契機に翌年には道路法が改正され、橋梁等の点検が義務付けられたことから、平成27年度から市町村道路施設点検等支援事業を開始した。この支援業務については、技術者不足等の問題を抱えた市町村の状況を踏まえ府と連携し、効果的な支援方策等を検討していく必要がある。</li> </ul> <p>○まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援が必要である。</p>						

【前回（令和元年度）見直し時の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【前回（令和元年度）見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- タウン管理財団との統合については、令和元年9月、統合協議会において「統合計画案」を取りまとめた上で、同年11月に両法人による合併契約を締結し、令和2年4月に統合した。
- 以下の課題は、統合前の旧都市整備推進センターに係るものである。
  - ・土地区画整理事業等支援業務は、幹線道路沿道、鉄道駅周辺及び既成市街地等、計画的なまちづくりが求められる地域で、土地区画整理事業によるまちづくりを進める市町村や組合等を支援し、道路や公園、下水道等の公共施設の整備や宅地利用の増進に寄与するため、事業化を支援する「都市整備調査計画事業」（平成29年度～令和2年度までの実績18地区）、事業推進を支援する「土地区画整理支援事業」（同20地区）を実施してきた。
  - ・密集市街地まちづくり支援業務は、大阪府密集市街地整備方針（旧方針）にある「令和2年度末までにすべての地震時に著しく危険な密集市街地（危険密集）の解消」との目標の実現に向け、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施してきた。現時点で、目標の達成には至らず、危険密集は依然として残っている状況にある。
  - ・まちづくり初動期活動支援は、土地区画整理、市街地再開発、道路・公園等の整備とつながる「街の形づくり」、良好な街並み形成のための地区計画・建築協定等の「ルールづくり」など地域が主体となる活動の費用の一部を助成支援しており、令和元年度から助成対象に「広域連携型のまちづくり」や「商店街の活性化等の地域活性化、魅力向上につながる活動」を加え、支援拡大を図ってきた。
  - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、府の関係部局（港湾局等）などと協議調整を図りながら埋立免許の変更等を行い、和歌山県域・奈良県域からの建設発生土や大阪府内河川浚渫土砂を新たに受け入れ、令和3年度末に5.1haの造成地を大阪府（大阪港湾局）に引き渡した。
  - ・市町村道路施設点検等支援業務は、平成27年度から「橋梁点検の一括発注業務」、平成30年度から「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」を実施してきた。令和3年度末時点で35市町村と基本協定を締結し、延べ約4,300橋の点検、13市町村の長寿命化修繕計画策定業務を受託した。
  - ・まちづくり行政に係る市町村の技術支援は、若い世代の市町村職員を主な対象として、調査、設計、施工、維持管理などの基礎的な研修を実施し、知識・技術力の向上を支援してきた。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」を目指す  
既成市街地を中心に再生・リニューアルの取組みが進む一方で、空き地・空き家の増加やインフラの老朽化等への対応、頻発する集中豪雨や地震への防災力の向上が喫緊の課題とされている。  
こうした都市政策に対応するため、大阪府や府内市町村では、それぞれの地域課題に応じた施策を進めているが、施策の担い手となる技術系人材やまちづくりのノウハウ・専門性の不足により、計画立案や施策実行に課題・不安を抱えている。  
このような中で、法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都市的課題の解決に貢献し、「まちづくりの総合コーディネート財団」として、法人プレゼンスを高めていくことが必要である。
- 2 中期経営計画（令和3年7月策定）の着実な実施を図る
  - 公益目的事業では
    - ア 土地区画整理事業等支援業務は、幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの継続した事業支援が必要である。特に近年では、空地が増加している既成市街地において土地の再編によるまちづくりが求められるなど、地域の特性に応じたよりきめ細かな支援が求められている。

イ 密集市街地まちづくり活動支援業務は、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される中、旧方針の目標が達成できなかったことから、危険密集の早期解消に向けて取組みの強化を図るため、継続したセンターの事業支援が必要である。

ウ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、陸上建設残土受入量が堅調に増加傾向で推移している半面、浚渫土砂受入量はここ数年低迷している。事業を安定的に実施していくためには、特に陸上建設残土の発生情報を収集し、その期間や量の受け皿としてのバランスをとりながら事業を進めていく必要がある。

エ 市町村道路施設点検等支援業務は、道路法改正により、橋梁等の道路施設について道路管理者が5年ごとに点検することが義務付けられている。点検の結果、損傷等が著しい橋梁については、早期な対策が求められており、特に中小規模の市町村では、事業実施に係るノウハウが不足しているという課題があり、対策も含めた技術支援事業を継続的に実施していくことが必要である。

オ 大阪北摂霊園事業は、「墓ばなれ」の流れが一層強まる一方で、樹木葬などの新たな形態の墓所ニーズが増加するなど、多様化する墓所ニーズに対応した魅力ある墓所の整備が必要である。また、霊園を安定的に経営するために、長期修繕計画に基づく計画的に修繕・改修等を実施するなど経費の削減にも取り組むことで、事業収支スキームを構築する必要がある。

カ まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員の不足が顕著となってきていることから、まちづくり行政に係る技術力を補完するセンターの継続支援が必要である。

また、将来的には、公益目的事業の内、大阪府の補完・代行的な役割にかかるものが縮小していくため、新たな事業展開を探る必要がある。

○ その他事業では、近隣センターの引継ぎについて、泉北地区は、地元市をはじめとする関係者との協議・調整を通じて遅れている残り2カ所の引継ぎを進めていく必要がある。一方、千里地区は、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等について諸課題が多いほか、再開発の方向性により引継ぎの進捗に影響が生じることから、地元市や地権者と十分に協議していく必要がある。

○ 収益事業では、多様な公益目的事業を永続的に実施するには収益源を安定的に確保することが必須の条件であるため、法人運営を支える重要な経営資源である千里中央地区、北千里地区の所有資産について最大限に有効活用できる方策を検討するなどの取組み必要がある。

○ センターを取り巻く事業環境が厳しさを増す中、健全な財務を維持するため、公益目的事業の実施に必要な正味財産を維持できる経営戦略を描くことが求められる。

#### 【上記課題に対する対応方針等】

### 1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」を目指す

センターがこれまで蓄積してきたまちづくりに関する技術力・ノウハウ・情報等に加えて、タウン財団が持つ地域経営ノウハウ等を活かし、府や市町村と緊密に連携しながら、府の施策の補完・代行的役割を果たすとともに、良質なまちづくりの推進主体である市町村の技術職員の育成や事業の技術的支援を行うことで、まちづくりにおける課題解決に貢献する。

また、府民認知の向上を図ることを目的に、広報戦略の一層の工夫、会合やセミナー参画など、関係自治体や民間企業とコラボする機会の醸成を行うことに加え、市長会・町村長会での事業概要のプレゼンや市町村職員技術研修の内容の充実などを進める。

### 2 中期経営計画を着実に実施する

○ 公益目的事業では、

ア 土地区画整理事業等支援業務は、より効果的な支援となるよう、助成だけにとどまらず、まちづくり構想を策定する地元勉強会等への職員派遣などの人的支援の手法の検討・導入を図るとともに、地権者の合意形成から事業完了までを一貫してサポートする。

また、業務の「複数年受託契約」や測量・物件調査・設計等の業務を含む「包括受託契約」の導入を発注者に働きかけ、これまでの実績を最大限に活用して業務の受注を目指す。

イ 密集市街地まちづくり活動支援業務は、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、府が令和3年3月に改定した「大阪府密集市街地整備方針」に基づき、基本財産を取り崩した財源を活用し、助成制度の効果的運用や「技術者派遣」などマンパワー不足の地元市への人的支援などを通じて、令和7年度までの危険密集の概ね解消（平成24年当初の9割以上）を目標に取組みを進める。

ウ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、事業の安定的な実施を確保するため、大阪湾沿岸の港湾・海岸管理者及び大規模工事の事業者からの浚渫土砂・陸上建設発生土の発生情報を収集し、それぞれの期間や量の受け皿としてのバランスがとれる事業計画を進めるとともに、当法人では受入対象となっていない建設廃材（公有水面埋立免許では埋立用材の1つ）の扱い、陸上建設発生土のさらなる受入れ等について大阪港湾局と協議し、早急に方向性を確認の上、取り組む。



エ 市町村道路施設点検等支援業務は、府内市町村に対する技術支援事業を拡大するため、引き続き市町村との協議・調整を図り、残り6市町との協定締結を目指す。また、府内市町村において、建設系技術職員が減少している中でも、市町村が定期点検に対応できるよう体制・ノウハウ構築を支援すること、さらに適切にインフラ老朽化対策を進めていくことができるよう技術支援事業を継続的に実施していく。

オ 大阪北摂霊園事業は、墓所ニーズの増加に対応するため、樹木葬墓地など魅力ある墓所を提供するとともに、開園から50年近くが経過して施設の老朽化が進んでいることから、長期的かつ計画的な補修を実施する。また、効果的な広報・販促活動を通じた墓所の販売促進等やアウトソーシングの活用を通じて、安定経営を実現する収支スキームの構築を目指す。

カ まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

○ その他事業では、

ア 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターをすべて地元市に引き継げるよう、市や関係者と協議を進めるとともに、千里地区の近隣センターにおいても、建物の庇などの越境物件をはじめとする諸課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に資するよう、地元市と粘り強く協議・調整していく。

イ 河川敷の環境保全、魅力向上事業は、新たに、此花西部臨港緑地（安治川下流部の桜島入堀上流右岸の河川区域、USJに隣接）における「民間活力を導入し、エリアのポテンシャルを最大限に活かした、水辺遊歩空間の創出と舟運ネットワーク形成による水辺賑わいづくり」の実現に向けて取り組む。

- ・ 此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくりは、令和3年12月にセンターが事務局を担う「此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会」が設立され、令和4年3月に本エリアが都市・地域再生等利用区域に指定されたことから、今後、協議会が策定した「此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり構想」に基づき、センターが占用（公募）主体となり、水辺遊歩空間整備事業を実施する事業者の公募を進める。

○ 収益事業等では、多様な公益目的事業を永続的に実施する収益源の安定確保ため、千里中央・北千里両地区の所有資産について、法人運営を支える重要な経営資源として最大限に有効活用できる方策を検討する。特に、北千里地区は、準備組合の円滑な運営にあたり、大規模地権者として、権利変換方針・意見反映方策、千里北センター棟の整理、再開発後の所有資産による収益確保策を検討するなど、市街地再開発事業の進展によるまちづくりの実現に取り組む。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算・決算、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定、実施
- 毎年度の経営目標の設定、経営評価の実施
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応（府との協議・調整の実施）
- 法人事業の安定的な実施に係る収支スキームの構築

○ 以上の他、定例的に事務局会議（部室所長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項について対応策を指示している。

○ これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- まちづくり行政の緊急の課題である密集市街地整備を府・市連携のもとに推進するべく、センターが密集市街地まちづくり活動支援を強力に進めていくためには、市町村のどの地区でどのような事業を新たに実施すべきか、また、その際の事業費の費用分担や実施体制をどうすべきかを、府・市と詳細に協議・調整をしていく必要がある。  
これらの業務を指揮し府・市と協議・調整していくためには、法人の常務理事に、府や市の密集市街地整備施策や住宅・建物の耐震化・不燃化の施策などのまちづくり行政に精通した専門的知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- 環境共生型まちづくり事業、市町村道路施設点検等支援、市町村のまちづくり行政に対する技術支援などの業務を進めていくためには、府や市町村をはじめ様々な関係者との調整・協議を円滑に行う必要があり、まちづくり行政に精通した府関係者の就任が不可欠である。
- このほか、土地区画整理事業等支援、河川敷環境保全・魅力向上事業や収益目的事業の1つの柱である駐車場運営事業についても、業務の効果的な運営などを目指していく上で、市町村など関係機関との緊密な連携、協議・調整やまちづくり行政に関する専門的な知識・経験が求められることから、常務理事にはまちづくり行政に精通した府関係者の就任が不可欠である。
- 以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の常務理事は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。こうした者が就任することにより、法人のミッションである「まちづくりの総合コーディネーター財団として、技術力・ノウハウ、マンパワーの蓄積・発揮により、府や市町村等と連携して、様々な都市的課題の解決に貢献し、地域の活性化を実現する」ことが可能となる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター				資料8-3	
法人所管課	都市整備部 事業調整室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	名	うち府退職者	3名
			その他			名
	非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	77名		うち府派遣	14名	うち府退職者	16名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>I まちづくりコーディネート事業</p> <p>1 まちづくり活動支援事業</p> <p>(1) 密集市街地まちづくり活動支援</p> <p>(2) まちづくり初動期活動支援</p> <p>(3) まちづくり普及啓発事業</p> <p>2 まちづくり技術支援事業</p> <p>(1) 土地区画整理等支援事業</p> <p>(2) 市町村道路施設点検等支援事業</p> <p>(3) 市町村職員技術研修事業</p> <p>II 環境共生型まちづくり事業 (阪南2区埋立造成事業・阪南2区まちづくり事業)</p> <p>III 大阪北摂霊園事業</p> <p>○収益事業</p> <p>IV 駐車場運営事業</p> <p>V 不動産賃貸管理事業</p> <p>○その他事業</p> <p>VI 近隣センター事業</p> <p>VII 河川敷の環境保全・魅力向上事業</p>					
対象役員	常務理事(タウン事業本部担当)(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの	3回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員8名		年1回以上	
	事務局会議		理事長、常務理事、事務局長、各部室所長 ほか		月2回、随時	
<p>【前回見直し(令和元年)時における法人の課題等】</p> <p>○ 法人統合については、大阪府行財政改革推進プラン(案)の方針に基づき、千里地区における保有資産の処分を進めてきた結果、平成29年度の決算ベースでは統合後法人での公益目的事業比率が50%を超える見込みとなっており、都整Cとの早期統合を目指して協議・調整を進めていく必要がある。</p> <p>また、統合の取組みとあわせ、引き続き残余資産の処分や近隣センターの引継ぎを進めていく必要がある。</p> <p>○ これら残余資産の処分を進めるにあたっては、千里北地区センターや桃山台第14駐車場など、まちづくりに重要な拠点となる施設であり、ニュータウンのまちづくりにおいて、これまで、府と財団が担ってきた経過も踏まえ、府民の理解と地元市の意向に配慮した最適な方法により処分を推進していく必要がある。</p> <p>○ 近隣センターの引継ぎについて、泉北地区については、令和2年度を目途に堺市への引継ぎを完了できるように引き続き協議を進めていく。一方、千里地区については、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等については諸課題が多く、引継ぎに関する協議・調整には多大な時間と労力を要している。また、再開発の方向性により引継ぎの進捗に影響が出ることから、地元地権者や市と十分協議を進める必要がある。</p> <p>○ 公益事業である北摂霊園事業については、新規貸付者が減少し、墓所返還者も増加する中、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、安定的な運営を行っていく必要がある。</p>						

【前回見直し（令和元年）時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○ 千里所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整

- ・近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域7箇所）の引継ぎ
- ・千里北地区商業施設用地等の資産処分の方向性の検討

○ 北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者協議・調整

○ 事業責任者として、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市、関係団体での対応やその必要な事項についての指示や協議調整を行っている。千里北地区の資産処分に向けては、千里地区の特性を熟知した常務理事を中心に関係者との協議・調整を重ねており、事業責任者として指示・意思決定を行うなど、その職責の役割を適切に果たしながら対応している。

また、法人統合を進める中で、千里北地区センターの資産処分の検討と併せて、孫法人である千里北センター(株)のあり方を検討する必要がある、常務理事が事業責任者として重要な役割を担うものである。

○ 泉北地区の近隣センター（堺市域8箇所）の引継ぎ

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

○ タウン管理財団との統合については、令和元年9月、統合協議会において「統合計画案」を取りまとめた上で、同年11月に両法人による合併契約を締結し、令和2年4月に統合した。

○ 財団の資産処分にあたっては、これまでの開発経過並びに、府や地元市のまちづくりの取り組みを踏まえつつ、関係者の理解を得ながら、まちの活性化に繋がるよう取り組んできた。

特に、千里北地区センターについては、再開発事業に向けた取り組みが始まっており、地元市の活性化ビジョン、街区整備計画も踏まえた地元市、民間事業者、地権者等との協議、調整の結果、令和4年4月には「北千里駅前地区市街地再開発準備組合」が設立されたところであり、令和5年度の都市計画決定に向けて、令和4年度は準備組合において基本計画の作成を行っている。

○ 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターを令和2年度中にすべて地元市に引き継げるよう関係者と協議を進めていたが、引継ぎに必要な合意が得られなかったことから、2ヶ所が引継未了となっている。

○ 大阪北摂霊園事業については、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、管理料の改定などによる収入確保を図るとともに、効果的な広報・販促活動の実施や樹木葬墓地の販売（令和3年度から）など様々な取り組みを進めているが、平成26年度以降、経常増減額がマイナスとなり、収益事業から不足額を繰り入れる状況が続いている。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

○ 統合後のセンターとしては、

- ・ 人口増加を前提とした市街地の拡大や住宅の供給量が鈍化し、既成市街地を中心とした再生・リニューアルの取り組みが進む中での良質な市街地形成の阻害要因となる空き地・空き家等の増加、高度成長期に集中的に整備されたインフラ等の老朽化対策、頻発する集中豪雨や地震への対応など防災性の向上といった都市的課題に対応するため、大阪府や府内市町村は、それぞれの地域課題に応じたまちづくり施策を進めているが、昨今の財政的な制約とともに、施策の担い手となる技術系人材やまちづくりのノウハウ・専門性の不足から、計画立案や施策実行に課題や不安を抱える自治体が増えており、センターがこれまでに蓄積したまちづくりに関する技術力・ノウハウ・情報等に加えて、タウン財団が持っていた地域経営ノウハウ等を活かし、府や市町村と緊密に連携しながら、府域における都市的課題の解決に貢献し、良質で魅力あるまちづくりの推進を図るコーディネーターになることを目指していかなければならない。

- ・ また、センターが担う公的団体からの事業受託や公共用地活用については、近年、発注方式がこれまでの随意契約から公募・入札に見直され、ビジネスチャンスの確保に一層の努力が求められており、常態化する低金利により資産運用の果実が限られた状況にあるなど、センターを取り巻く事業環境は厳しさを増している。こうした中で、健全な財務を維持するためには、安定的な事業継続とともに、事業収支のバランスを確保し、公益目的事業の実施に必要な正味財産を維持できる経営戦略を描くことが求められる。

○ 法人統合を目指すための指標として掲げた、タウン管理財団の従来の方針（所有する収益事業用資産の売却）が、統合実現により達成されたことに加え、統合後の新法人全体の収支構造を踏まえると、多様な公益目的事業を永続的に実施するには収益源を安定的に確保することが必須の条件であるため、法人運営を支える重要な経営資源である千里中央地区・北千里地区の所有資産について最大限に有効活用できる方策を検討する必要がある。

特に、北千里地区は、北千里駅前地区市街地再開発準備組合の事務局をセンターが中心となって担うこととなったため、令和5年度の都市計画決定、同6年度の本組合設立認可、さらにはその後の権利変換などに向け、地権者や地元市、さらには関連事業者等との調整・協議を円滑に実施していく必要がある。その一方で、出資法人である千里北センター(株)のあり方の検討はもちろんのこと、北千里地区から得られる不動産賃貸収入は当センターの大きな収入源の一つでもあることから、再開後の所有資産による収益確保策も検討していく必要がある。

- 近隣センターの引継ぎについて、泉北地区は、地元市をはじめとする関係者との協議・調整を通じて遅れている残り2カ所の引継ぎを進めていく必要がある。一方、千里地区は、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等について諸課題が多いほか、再開の方向性により引継ぎの進捗に影響が生じることから、地元市や地権者と十分に協議していく必要がある。
- 大阪北摂霊園事業は、「墓ばなれ」の流れが一層強まる一方で、樹木葬などの新たな形態の墓所ニーズが増加するなど、多様化する墓所ニーズに対応した魅力ある墓所の整備が必要である。また、霊園を安定的に経営するために、長期修繕計画に基づく計画的に修繕・改修等を実施するなど経費の削減にも取り組むことで、事業収支スキームを構築する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 法人全体の収支構造を踏まえると、多様な公益目的事業を永続的に実施する収益源の安定確保が必須の条件であるため、今後、千里中央・北千里両地区の所有資産について、法人運営を支える重要な経営資源として最大限に有効活用できる方策を検討する。  
特に、北千里地区は、準備組合の円滑な運営にあたるとともに、大規模地権者として、権利変換方針・意見反映方策、整理等も含めた千里北センター(株)の今後のあり方、再開後の所有資産による収益確保策を検討するなど、市街地再開発事業の進展によるまちづくりの実現に取り組む。
- 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターをすべて地元市に引き継げるよう、市や関係者と協議を進めるとともに、千里地区の近隣センターにおいても、建物の庇などの越境物件をはじめとする諸課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に資するよう、地元市と粘り強く協議・調整していく。
- 大阪北摂霊園事業は、新規墓地の整備・販売の検討、計画的・効率的な長期修繕の実施に加え、効果的な広報・販促活動を通じた墓所の販売促進等による永代使用料等の収入の最大化、アウトソーシングの活用による管理経費の縮減などによる安定経営を実現する収支スキームの構築を目指す。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 理事会、評議員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 千里地区所管資産の処理等に向けた関係者協議・調整
  - ・近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域5箇所）の引継ぎ
  - ・千里北地区センターの再開に伴う諸課題に係る検討、関係者との協議・調整  
大規模地権者としての権利変更方針・意見反映方策  
整理も含めた千里北センター(株)の今後のあり方  
再開後の所有資産による収益確保策など
- 泉北地区の近隣センター（堺市域2箇所）の引継ぎ
- 北摂霊園事業の安定的な経営に向けた関係者との協議・調整等
- 以上の他、定例的に事務局会議（部室所長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項について対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は事業に應じ、担当常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 所有資産の有効活用にあたっては、地区周辺の活性化に資するよう、十分に検討を行った上で、地元市や関係者ときめ細かな調整を行っていく必要がある。  
特に、北千里地区の駅前再開発は、センターの今後の運営にも影響するものであり、地元市の意向も十分に踏まえながら、地権者・テナントなどの関係者ともしっかりと協議していくという高度な調整が求められることから、市の立場も熟知した行政経験者が適任である。
- 近隣センターは、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている。地元市が引継ぎに応じるよう、市町村行政を熟知した行政経験者が粘り強く交渉に当たる必要がある。
- 大阪北摂霊園事業は、収支を改善し、安定経営を実現する収支スキームを早期に構築することが求められており、新規墓地の整備・販売の検討、計画的・効率的な長期修繕の実施、アウトソーシングの活用による管理経費の縮減はもちろんのこと、今後の施設運営のあり方などについても府・地元市町等とも十分に協議・調整しながら、検討していく必要があることから、府のみならず市町の立場等も熟知した行政経験者が適任である。
- 以上のように、大阪北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者との協議・調整のほか、北千里駅前再開発事業や近隣センターの引継ぎなど安全・安心で府民の利便性向上に寄与する活力あるまちづくりを実現するためには、府政、市町村行政を熟知した行政経験者が府、地元市や各種ステークホルダーとの調整を図るとともに、事業責任者として指示・意思決定を行うことが、事業の円滑な推進に必要であることから、常務理事には引き続き府関係者が役員として就任することが不可欠である。